

## 平成30年度 下水汚泥利活用推進検討委員会

## 設置趣旨

下水汚泥の資源・エネルギー利用については、地球温暖化対策や資源・エネルギーの地産地消、下水道事業運営における維持管理コストの縮減等の役割を果たしており、広域化や民間活用、技術開発等によりさらなる効率的な取組を推進していくことが求められているところである。

こういった背景を受け、平成27年5月の下水道法改正においては、下水道管理者に対し発生汚泥のエネルギー化・肥料化の努力義務化が規定されたが、平成27年度末時点で下水汚泥のバイオマスリサイクル率は26%にとどまっており、法改正を踏まえた更なる地方公共団体の取組推進が必要である。

また、平成29年8月には、「新下水道ビジョン加速戦略」が策定され、概ね20年で下水道事業における電力消費量の半減を目標とするとともに、下水処理場の地域バイオマスステーション化に向けた重点支援等について、今後5年程度で実施すべき施策として位置づけたところである。

加えて、「経済・財政再生計画工程表2017改定版」（平成29年12月21日経済財政諮問会議決定）においては、2022年度（平成34年度）までに全ての都道府県において広域化・共同化に関する計画を策定することが、汚水処理施設の広域化を推進するための目標として掲げられた。

上記を踏まえ本委員会では、都道府県における広域的な下水汚泥処理・利活用の推進に向けた検討を支援するとともに、「新下水道ビジョン加速戦略」に位置付けられた下水汚泥利活用に関する施策を実現するために必要な知見を整理し、具体的な推進策についてとりまとめることとする。

## 委員会実施概要

### 1. 検討事項

平成29年度は2回の委員会を実施し、以下の項目について検討を行い、広域的な下水汚泥利活用に関する施策を実現するために必要な知見を整理し、マニュアルの内容について委員からの意見収集を行った。

- (1) 下水処理場のバイオマスステーション化（広域化・地域バイオマス受入れの促進）に向けた課題整理・方策の検討
- (2) 最適な下水汚泥有効利用の導入方法
- (3) 下水汚泥の需要先確保に向けた課題整理・方策の検討

一方、国土交通省等では、持続可能な下水道事業の運営に向け、都道府県構想における「整備・運営管理手法を定めた整備計画」の一部として広域化・共同化計画を平成34年度までに策定するよう、都道府県に対する要請を行っている。

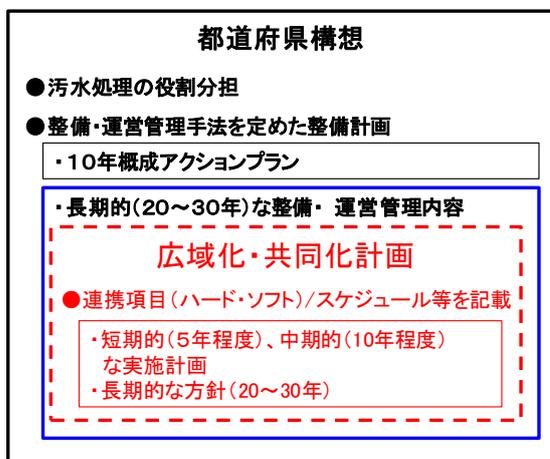
- 持続可能な下水道事業の運営に向け、「経済・財政再生計画改革工程表2017改定版」(平成29年12月決定)において、全ての都道府県における平成34年度までの「広域化・共同化計画」策定を目標として設定。
- 都道府県に対して、関係4省(総務省、農水省、国交省、環境省)連名にて下記2点を要請(平成30年1月17日)。
  - ・全ての都道府県における平成34年度までの「広域化・共同化計画」策定
  - ・平成30年度早期の管内全市町村等が参加する検討体制構築

➡

平成30年度予算より、  
社交金交付要件に追加予定

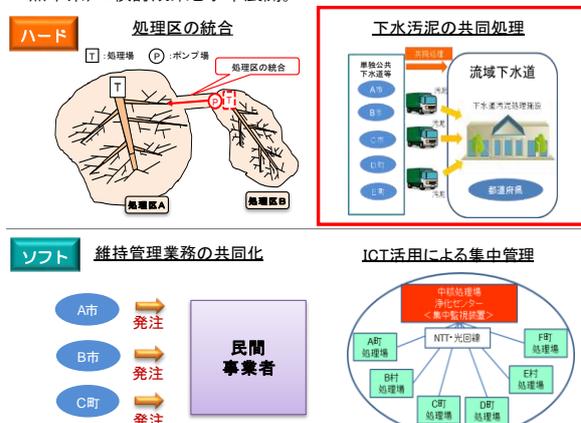
#### 【広域化・共同化計画の位置付け】

- 都道府県構想を構成する「整備・運営管理手法を定めた整備計画」の一部とする。



#### 【今後の支援】

- 平成30年度予算において、計画策定から取組までを総合的に支援する「下水道広域化推進総合事業」の創設。
- 先行して計画策定に取り組む5県(秋田県、岩手県、静岡県、島根県、熊本県)の検討成果を水平展開。



これらを踏まえ今年度の本委員会では、広域化・共同化計画における下水汚泥の広域的な利活用方法の検討に資する「下水汚泥広域利活用検討マニュアル(仮称)」を作成する。

## 2. 平成30年度開催予定

第1回 : 平成30年7月 (マニュアル案構成、1章総論の精査、検討スケジュール等)

第2回 : 平成30年9月頃 (マニュアル案2章の精査)

第3回 : 平成30年11月頃 (マニュアル案3章の精査)

第4回 : 平成31年1月頃 (マニュアル案の全体とりまとめ)

## 3. 事務局

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

株式会社建設技術研究所